

平成二十六年

市民税・県民税の申告が始まります

二月十四日(金)から平成二十六年市民税・県民税の申告が始まります。給与所得者のうち、勤務先で年末調整を行っている場合は、勤務先から提出される給与支払報告書をもとに市民税・県民税の計算をしますので、申告は不要です。ただし、年の途中で退職したなどにより年末調整を行わなかった人は申告が必要です。

また、事業所得などがあつた人は、金額の多少にかかわらず申告が必要です。なお、株式の譲渡所得があつた人の申告は、市役所で受け付けできませんので、税務署で申告をしてください。



申告が必要かどうかは、次ページのチェックシートで確認してください。税務署で確定申告をする人は、改めて市役所で申告をする必要はありません。

※申告期間中、過年度の申告は市役所で受け付けできません。

申告に必要な書類など

- 平成二十五年分の収入および必要経費を明らかにする帳簿や書類(給与所得者、年金受給者は源泉徴収票など)
- 事業所得や不動産所得のある人は、事前に収支内訳書を作成してください。
- 所得控除(源泉徴収票に記載された以外の控除)を受ける人は、それぞれの領収書・証明書など(医療費、生命保険料、地震保険(旧損害保険料)、社会保険料など)
- 医療費の領収書は、事前に集計をしてください。
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳か介護認定書
- 印鑑(インク浸透印は不可)
- 本人名義の預金通帳口座番号(所得税が還付になる場合)

◎市民税・県民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)について

所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けている人で、前年分の所得税から住宅借入金等特別控除を引ききれなかった場合、その分を翌年度の市民税・県民税から控除することができま(九万七千五百円を限度)。

- 1 平成二十一年から平成二十六年までの間に居住し、住宅借入金等特別控除の適用を受けた人で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合
- 2 平成二十一年から平成二十八年までの間に居住し、住宅借入金等特別控除の適用を受けている人で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合

◎雑損控除について

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用を受けられます。平成二十五年分の申告で初めて雑損控除の申告を行う人は、次の書類を持参してください。

- 1 被害を受けた資産の取得時期、取得価格が分かるもの
 - 2 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などが分かるもの
 - 3 被害を受けて補てんされる保険金などの金額が分かるもの
 - 4 市から交付された「り災証明書」
- また、東日本大震災により平成二十二年分から平成二十四年分の所得税の申告や更正の請求によって、雑損控除の手続きを済ませている人で、控除しきれなかった損失額を翌年度以降に繰り越すことができる人は、「申告書の控え」および「損失額の計算書」を忘れずに持参してください。

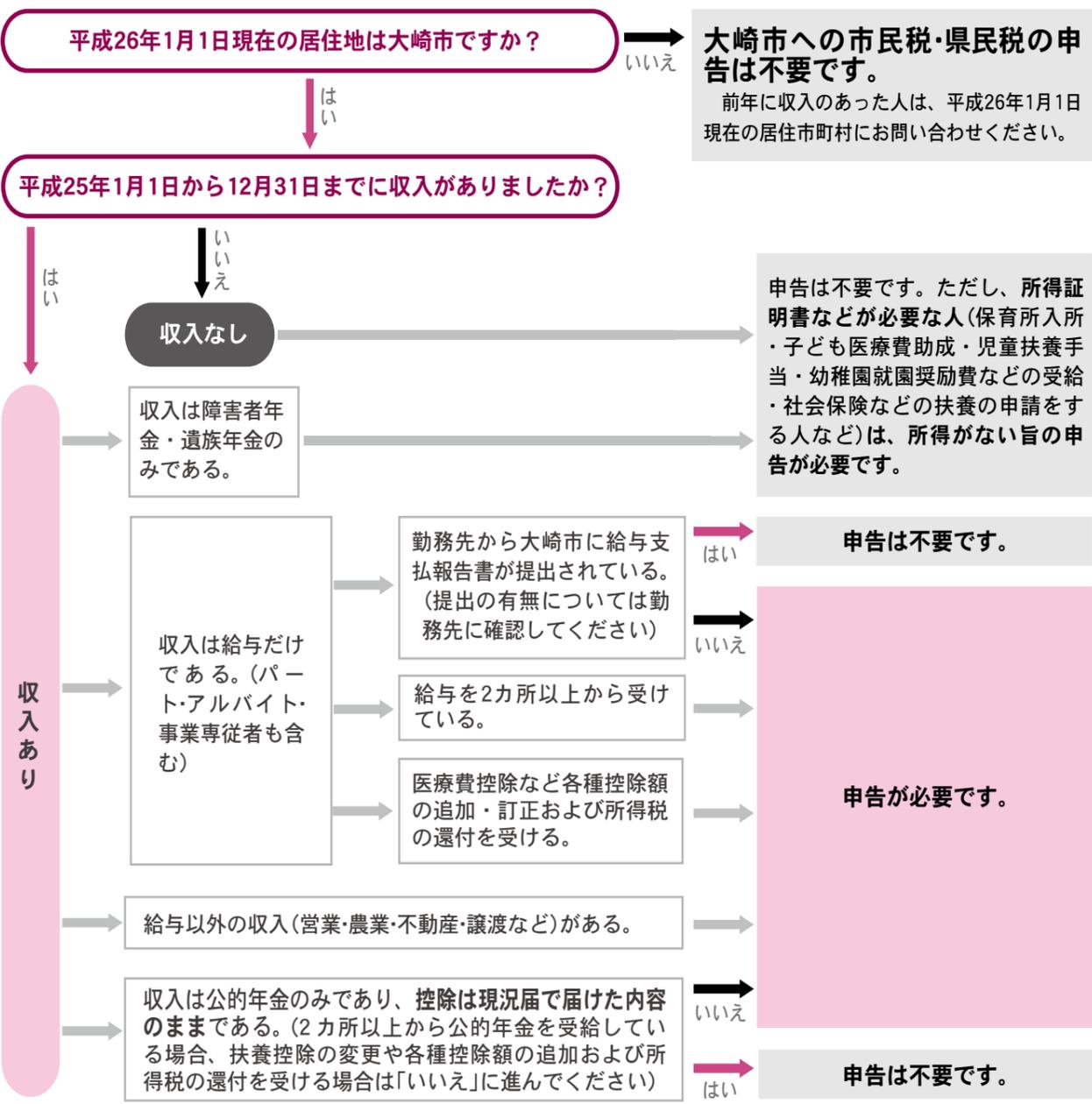
※税務署では、二月三日(月)から所得税の確定申告の受け付けを開始します。会場が大変込み合いますので、早めに申告をしてください。

◎ 税務課市民税担当 ☎2148 内線3033306

◎ または各総合支所市民福祉課

- 松山 ☎2114 三本木 ☎2113
- 鹿島台 ☎7114 岩出山 ☎1212
- 鳴子 ☎2019 田尻 ☎1114

市民税・県民税申告チェックシート



【お詫びと訂正】

広報おおさき 1月号9ページに掲載した「申告日程」に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤	日程	田尻 会場 沼部公民館
	2月14日(金)	田尻地域全地区
正	日程	田尻 会場 沼部公民館
	2月14日(金)	給与所得および年金所得のみの人